

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;"> 国自安第 63号 国自旅第 131号 国自整第 57号 平成21年9月29日 一部改正：平成21年11月20日 一部改正：平成22年12月15日 <u>一部改正：平成23年 3月31日</u> </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">} 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの 行政処分等の基準について</p> <p>今般、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般乗用旅客自動車運送事業者に行行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第422号、国自旅第147号、国自整第145号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> この通達は、平成21年10月1日から施行する。 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って行政処分等を行うものとする。 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用に 	<p style="text-align: center;"> 国自安第 63号 国自旅第 131号 国自整第 57号 平成21年9月29日 一部改正：平成21年11月20日 一部改正：平成22年12月15日 </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: center;">} 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局旅客課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの 行政処分等の基準について</p> <p>今般、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「局長通達」という。）により、別途定めることとした一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準（以下「処分基準」という。）を別添のとおり定めたので、管下の一般乗用旅客自動車運送事業者に行行政処分等を行う場合、この処分基準に従い行うこととされたい。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第422号、国自旅第147号、国自整第145号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> この通達は、平成21年10月1日から施行する。 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達に従って行政処分等を行うものとする。 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用に

については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日 国自安第107号、国自旅第186号、国自整第85号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日 国自安第98号、国自旅第153号、国自整第93号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日 国自安第176号、国自旅第244号、国自整第160号）

この通達の別添、違反行為欄中の適用条項欄中の旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附則（平成21年11月20日 国自安第107号、国自旅第186号、国自整第85号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成22年12月15日 国自安第98号、国自旅第153号、国自整第93号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。